

社会福祉法人桜愛会に対する社会福祉法に基づく特別監査の実施結果について

令和 5 年 2 月 9 日
健康福祉部総合福祉課

裾野市は、社会福祉法人桜愛会に対して、社会福祉法第 56 条に基づき、特別監査を実施してきたが、定款等に抵触する事項が認められたため、令和 5 年 2 月 9 日付けで社会福祉法人指導監査実施要綱に基づく文書指摘を実施した。

1. 文書指摘の対象者

対象者名：社会福祉法人桜愛会（所在地：裾野市公文名 1 番地の 1）

2. 特別監査の実施状況

- ・立入調査等：令和 4 年 12 月 3 日（土）
- ・聴取調査：令和 4 年 12 月 22 日（木）から令和 5 年 1 月 6 日（金）まで
- ・書類調査：令和 4 年 12 月 3 日（土）から令和 5 年 2 月 8 日（水）まで

3. 特別監査で確認した定款等に抵触する事項

該当する事項	抵触する定款等
児童の写真を撮影し、電磁的記録により職員間で共有したこと。	個人情報保護管理規程第 11 条第 3 項及び第 12 条第 1 項
令和 4 年 7 月 12 日に主任及び主任補助が不適切保育について、相談を受けていたにもかかわらず、園長に報告せず、職員聴取など具体的な対応をとっていないこと。	公益通報者保護規程第 5 条第 1 項及び第 12 条
前理事長が、前園長を含む 4 人の懲戒通知書を令和 4 年 8 月 31 日付で発出しているが、前園長の処分決定の際に理事会の承認を得ていないこと。	定款第 17 条第 2 項及び第 24 条並びに定款細則第 27 条、別表 2 及び別表 3 (左記事項について別表 2 及び別表 3 に記載なし)

4. 文書指摘の内容

(1) 文書指摘事項

- ア 上記 3 に記載の定款等に抵触する事項を速やかに改善すること。
- イ 不適切保育について、社会福祉法人として運営上の原因・問題を解明すること。
- ウ 適切に法人運営が行われるよう具体的な再発防止策を示すこと。

(2) 改善報告提出期限

令和 5 年 3 月 9 日（木）

5. 文書指摘後の対応

- 提出される改善報告の妥当性を書面で確認するとともに、今後の指導監査を通じ、確実な実行を促す。
- 改善を求めた事項について改善されない場合には、社会福祉法第 56 条第 4 項に基づく改善勧告の発出を検討する。